

公益社団法人徳島県建築士会 互助会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この会は、公益社団法人徳島県建築士会（以下「建築士会」という）会員の相互共済により会員の厚生福祉を計ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、徳島県建築士会互助会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を徳島市の徳島県建築士会の中に置く。

(組織)

第4条 本会は、建築士会会員並びに職員をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員並びに被扶養者の吉凶禍福に対する互助
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員資格の損失)

第6条 第4条にかかげる者は、建築士会に入会と同時に自動的にこの本会の会員となる。

2 退会、除名その他の理由によって第4条の資格を失った者は、この会員の資格を失う。

(被扶養者の範囲)

第7条 会員の被扶養者は、会員の配偶者に限る。

第3章 給 付

(給付の決定)

第8条 給付は、会員の報告に基づいて支部長の副申により本会が決定する。

(給付の制限)

第9章 本会は、次の各号の1に該当するときは、給付の全部または一部を行わないことができる。

- (1) 給付の事由に疑わしき点のある場合
- (2) 会員が建築士会の会費の納付を怠った場合

(給付を受ける有効期間)

第10条 給付は、その事由発生の日から1ケ年とする。

(給付の額)

第11条 給付の額は、次の事項に従い支給される。

本人死亡の場合	25,000 円
配偶者の死亡の場合	10,000 円
天災、人災による家財の大破滅失の場合	15,000 円
本人全治1か月以上におよぶ負傷、病気等の場合	10,000 円
本人の結婚の場合	10,000 円
本人の社会的栄誉（国家褒賞等）についての褒賞 または表彰をうけた場合	10,000 円
その他運営委員会の認めた場合	10,000 円

第4章 役 職 員

(役 員)

第12章 本会は、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 幹事 2名

2 会長、副会長、監事は建築士会会長、副会長、監事をもってこれにあてる。

3 各職の任期は、建築士会の任期に準ずる。

(役員の仕事)

第13章 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはこれを代理する。

3 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

3 事務局長は建築士会事務局長を、書記は建築士会書記をこれにあてる。

(職員の職務)

第15条 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を総括し、職員を指揮監督し、現金及び物品の出納、資産の保管並びに帳簿その他の証憑書類の保存についての事務を行う。

2 書記は、事務局長の命を受け本会の事務に従事する。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第16章 本会に運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 会長、副会長
- (2) 建築士会常事

3 委員の任期は、建築士会役員の任期に準ずる。

(委員会の審議事項)

第17条 次にかかげる事項は、委員会の審議を経なければならない。

- (1) 規約またはこれに基づく諸規定の制定及び変更
- (2) 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算
- (3) その他必要とみとめる事項

(議 長)

第18条 委員会に議長をおき会長の職にある者をもってこれにあてる。

2 議長は、会務を総理する。議長に事故あるときまたは議長が欠けたるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会 議)

第19条 委員会は会長が招集する。

2 委員の要請により招集することができる。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 会 計

(会計年度)

第20条 会の会計年度は、建築士会の会計年度に準ずる。

(予算及び決算)

第21条 本会の予算及び決算は、建築士会に準じ作成し、会長は建築士会に報告しなければならない。

(剰余金)

第22条 決算により生じた剰余金は、建築士会に還元することなく会の繰越金として取り扱う。ただし委員会の

承認がある場合は、この限りでない。

第7章 財 源

(財 源)

第23条 この会の財源は、次の各号により確保する。

- (1) 建築士会会員の会費のうち毎月1人当たり20円を引き当てる。
- (2) 建築士会の事業により生じた剰余金の一部
- (3) 寄付金

第8章 雑 則

(委 任)

第24条 この規約に定めるもののほか会の運営についての必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。